

おおもり 法人ニュース

令和4年11月20日発行 通巻第319号

OOMORI CORPORATE ASSOCIATION NEWS VOL.7 2022.10.11.12



撮影者：AIG損害保険(株) 佐藤 雅也 氏



よき経営者をめざすものの団体
公益社団法人 **大森法人会**

<https://www.tohoren.or.jp/oomori/>



この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。



INDEX

冬のカレンダー	2
大森みんなの広場	3
顔	4
TAXインフォメーション	6
令和5年度税制改正提言	8
ひろば	10
役立つ情報のご案内	12
ジャストワンワード	15



入新井西公園にある蒸気機関車C57-66。
 こちらは昭和12年から昭和15年の間に製造されたとのこと。
 つまりは御歳82歳〜?ということになります。
 この蒸気機関車はきちんと整備されていて、今も動くのです。
 その力強い姿は、たとえ時代が変わったとしても、変わらないでほしい何かがあること。
 古き良きものを新しい時代にも継承していくこと。
 それらの大切さを私達に語りかけてくれます。
 当法人会の歴史もかかりたいものです。

撮影者: AIG 損害保険(株) 佐藤 雅也 氏

おおり法人ニュースの表紙写真を募集します!
 大森のまちの魅力を再発見できる自然の風景や、
 街中をテーマにご応募お待ちしております。



冬のカレンダー

12月

7日(水)	★新設法人説明会 13時30分~16時30分 法人会館研修室
14日(水)	★決算法人説明会 13時30分~16時30分 法人会館研修室
	12/12 源泉所得税(11月分)納税
	※10月決算法人の確定申告と納税
	※4月決算法人の中間申告と納税
	※社会保険料(11月分)納付
	※印の納付期限は2023年1月4日まで



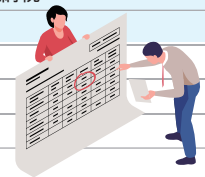
1月

18日(水)	★新年賀詞交歓会
	1/10 源泉所得税(12月分)納税
	1/31 11月決算法人の確定申告と納税
	1/31 5月決算法人の中間申告と納税
	1/31 社会保険料(12月分)納付



2月

1日(水)	★新設法人説明会 13時30分~16時30分 法人会館研修室
7日(火)	正副会長会 11時00分~13時00分 法人会館研修室
8日(水)	★決算法人説明会 13時30分~16時30分 法人会館研修室
15日(水)	★法人税見方・書き方講座① 13時30分~16時30分 法人会館研修室
22日(水)	★法人税見方・書き方講座② 13時30分~16時30分 法人会館研修室
27日(月)	理事会 16時00分~17時30分 法人会館研修室
	2/10 源泉所得税(1月分)納税
	2/28 12月決算法人の確定申告と納税
	2/28 6月決算法人の中間申告と納税
	2/28 社会保険料(10月分)納付



★印のイベントは一般の方も参加できます。

詳しくは事務局 03 (3751) 4484 までご連絡ください。

※カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。
 ※各行事については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

ようこそ 新しいお仲間

大森法人会
7月～9月 入会者(敬称略)



(有)酸京クラウド

(大田区大森南3-19-12 大森南第2地区)

小峰 聖

当社は、私の父が1970年に創業して以来、特殊効果・視覚効果演出の企業として、テレビ番組・CM・演劇・コンサートなどの各種舞台における特殊効果演出、そして高圧ガスの製造・販売に携わっております。本社を大森南に移転し、早35年となり、今期から「地域貢献」を当社の目標として掲げており、積極的に貢献していきたいと考え、入会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。



Membership
データ

令和4年10月末現在
管内法人数 7,788社
大森法人会員数 1,456社

お出かけください

★法人税見方・書き方講座【全5回】

法人税確定申告書の注意事項をしっかりとマーク!わかりやすくポイントを説明します!

会場:大森法人会館3F研修室

- ① 2月15日(水) 13:30～16:30
- ② 2月22日(水) 13:30～16:30
- ③ 3月1日(水) 13:30～16:30
- ④ 3月8日(水) 13:30～16:30
- ⑤ 3月15日(水) 13:30～16:30

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となる場合がありますので、ホームページをご確認ください。

税金クイズ



次の問題に番号で答えてください。
あなたの税知識は?

- A** 会議室のカーテン(1組6万円、1室4組合計24万円)を取り替えました。カーテンの取得価額はいくらになるでしょうか?
- ① 6万円(1組で判定)
 - ② 24万円(1室合計で判定)
- B** 適格請求書に決まった様式はない。○か×か?
- ① ○
 - ② ×
- C** 専業主婦である妻の生命保険料を夫が支払っていた場合、夫の年末調整において、夫が支払った妻の生命保険料は生命保険料控除の対象となるか?
- ① 対象となる
 - ② 対象とならない
- D** ハンガリーにおいて、国民の食習慣の改善と肥満対策のために課されている税金はどちらですか?
- ① チョコレート税
 - ② ポテトチップス税

※ 答えは15ページに

潮見 宏文

大森税務署長

あらゆる税務手続が 税務署に行かずにできる社会の実現に向けて

令和4年7月に大森税務署新署長として着任された潮見宏文さんは、署内においてはいつでも声をかけられるような雰囲気づくりを心がけているとのこと。インボイス制度導入などを控え、より相談しやすい税務署を目指しています。

北の大地から縁あって大森税務署長に

私は北海道の深川市出身です。田園風景に囲まれた北の大地から40年ほど前に東京国税局に採用され、縁あって、この度、大森税務署長として赴任してまいりました。大森は町工場が多いというイメージがあります。バスで通勤していますが、人の動きが多くて活気があるという印象を持っています。これからは折を見て管内を見てまわりたいと思っています。

着任の際、全職員への挨拶として、自然体で仕事をしてくださいと話しました。税務の仕事は法律が改正されることも多く、日々勉強していくことが求められます。とは言え全員が税法のすべてを知ることは困難です。私が言うところの「自然体」という意味は、あやふやな答え、間違った答えをしないように心がけ、わかっている範囲で対応することです。

私自身、税務相談の担当での経験から、質問に答えられないということで、自分に対する気づきがありました。弱いところがわかるということですね。ならばそこを勉強する、そして覚えることで自己啓発、自己研鑽を繰り返すスキルアップを図り自然体になっていく。

若い職員が多いので、なおさら、プライドにとらわれず、わかる範囲のことはきちんとお応えする、わからないことは確認して対応することが大事だと思います。

運動が好きでバレーボール部に所属

私の住まいは千葉県の松戸市で、大森税務署まで通勤時間は大体1時間半くらい。職場で出会った妻と娘、

息子の4人家族で暮らしています。子どもが生まれた頃は忙しい部署にいたので帰りが遅くなるが多かったため、平日はどうしても子育てを妻に任せている感じでした。でも、土日はだいたい休めたので、休日は子どもの世話もよくしていました。たまには私が子どもを連れて出かけて、妻が子育てから少しでも解放される時間ができるよう意識していました。

私は元々運動が好きで、中学、高校とバレーボール部で活動していました。東京国税局にはさまざまなサークル活動があって、運動系で9人制バレーボール部もあったので、参加してリーグ戦などに出場していました。いまだに9人制なのがちょっとびっくりですが。現役は30代くらいまでで、退いた後も健康のことを考えて練習は続けていました。税務署対抗の大会もあったのですが、コロナ禍になって屋内競技は練習も試合もできていない状況なのが残念です。息子に教えたことはありませんでしたが、私と同じように中高とバレーボールをやっていました。

これまで意識して家族旅行などをしたことがありません。なにせ私の実家が北海道なので家族を連れて夏に帰省するのが、そのまま家族旅行になっていましたから。

インボイス制度導入に向け早めの検討を

税務の話に戻しますと、令和5年10月1日からの導入が決まっているインボイス制度が非常に大きな変化としてみなさんに影響を及ぼすこととなります。

特に急がれるのが課税事業者、免税事業者がインボイスに登録するかしないかという判断です。

e-taxは、その導入が事業者、税務署双方にメリットがあり、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現のため、みなさんをお願いしていますが、インボイスは任意なので100%手続きが求められるわけではありません。



顔

人に顔あり、街にも顔あり

今号の顔は何を語るか…

そこで、まずインボイスを理解していただきたいと考えています。特に免税事業者のみなさんには早急に検討していただきたい。まず知っていただくこと、そして検討を始めていただくための広報、周知が重要です。

法人会など税務団体にはふだんから大変お世話になっています。こうしたインボイスや既に始まっている電子帳簿保存法など、税法は改正も多く今回のような新制度導入もありますから、関係団体を通じて広報していただけるのはありがたいことです。お願いしっぱなしで申しわけありませんが、今後も緊密に連携していきたいと考えています。

なるべく話しやすい「顔」で雰囲気づくり

「正直者には尊敬の的 悪徳者には畏怖の的」。

これは昭和24年の国税庁開庁式におけるハロルドモス（元GHQ内蔵入課長）の言葉です。

税務署員は正しく公平な仕事をするのが大事であると考えます。

少し堅苦しい言い方ですが、これは税務署における納税者に対する「顔」と言えるでしょう。

私個人の「顔」のことで言いますと、署内において、なるべく話しやすい雰囲気であるよう心がけています。いつ声をかけてくれてもかまいません。いかに仕事をしやすい雰囲気を作るかが署長の仕事と考えています。

それが、結果的に大森税務署に来られる、あるいは電話等でお問い合わせされる事業者のみなさんにとって気軽に利用しやすい場所になるのだと思います。

法人会会員の皆さんには勉強会などを通じて、さまざまなご相談やご意見をお寄せいただければと思います。

よろしく願いいたします。



▲本州最東端の碑（岩手県宮古市トドヶ崎にて）

■プロフィール

潮見宏文（しおみひろふみ）
北海道出身 千葉県松戸市在住

- 昭和56年4月
札幌国税局採用
- 平成20年7月
総務部営繕監理官課長補佐
- 平成23年7月
中野署総務課長
- 平成24年7月
江戸川北署総務課長
- 平成25年7月
江東東署副署長
- 令和元年7月
調査第二部統括官
- 令和3年7月
仙台国税局宮古税務署長
- 令和4年7月
大森税務署長

〈インタビュー〉

- ・矢野口智一
- ・石井幸恵
- ・佐藤雅也
- ・山科早穂
- ・縣 伸幸

〈文〉

- ・須貝明司

9月28日 大森税務署にて

TAX information

年末調整について

年末調整とは

年末調整とは、源泉徴収した税額の年間の合計額と、年税額を一致させる清算の手続きです。
 大部分の給与所得者は、この年末調整によって、その年の所得税の納税が完了することになりますから、
 年末調整は給与所得者にとって大切な手続きです。

「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください！

国税庁ホームページに、「年末調整がよくわかるページ」を開設し、年末調整に関する様々な情報を提供しています。

このページの①「源泉徴収義務者（給与の支払者）の方へ」には、②「年末調整のしかた・源泉徴収票の作成と提出」に年末調整の手順・源泉徴収票等の作成等を解説した動画やパンフレット、③「各種様式・記載例」に「扶養控除等申告書」など年末調整時に必要な各種申告書、源泉徴収簿及び源泉徴収票等の様式、④「各種リーフレット等」に従業員の方向けの説明用リーフレットなど年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

また、⑤「給与所得者（従業員）の方へ」には、各種申告書の記載例など従業員の方が扶養控除等申告書などを記載する際に役立つ情報を掲載しています。

年末調整がよくわかる



※ 令和4年分の各種情報については、令和4年10月頃に掲載いたします。

年末調整がよくわかるページ（令和4年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・ダウンロードできます。

- 【お知らせ】
- 令和4年分の年末調整は昨年（令和3年分）と同じ手順となります。
 - 例年、源泉徴収簿等の方向けに発行していた「年末調整のしかた」・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」及び「源泉徴収調書のパンフレット等」に代えて、リーフレットを添付しています。
 - 源泉徴収簿を頂いた年末調整の計算は、「年末調整計算シート」(Excel)をご利用いただく方が便利です。→ ダウンロードはこちら

① 源泉徴収義務者（給与の支払者）の方へ

② 給与所得者（従業員）の方へ

年末調整のしかたの電子化
 チャットボットに相談する
 詳しい説明（リーフレット）
 (年末調整・源泉徴収票)
 各種様式・記載例
 (年末調整・源泉徴収票)

源泉徴収義務者（給与の支払者）の方へ（令和4年分）

※ 年末調整の計算ソフト等を簡単にダウンロードできる「年末調整計算シート」(Excel) はご自由にダウンロードできます。

② 年末調整のしかた・源泉徴収票の作成と提出

年末調整のしかたの動画
 動画による説明
 (年末調整・源泉徴収票)
 詳しい説明（リーフレット）
 (年末調整・源泉徴収票)

よくある質問
 ③ 各種様式・記載例
 (年末調整・源泉徴収票)

④ (源泉徴収調書) 各種リーフレット等
 年末調整の電子化
 源泉徴収票等の法定調書の提出方法

マイページへの移行

年末調整でお困りのときは“チャットポット（ふたば）”にご相談ください



税務職員ふたば

年末調整に関する相談は、国税庁ホームページからチャットボットの「税務職員ふたば」を気軽にご利用ください。

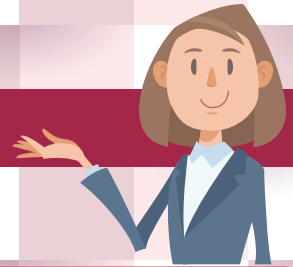
年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関することなどについて、AI（人工知能）が自動で回答します。

※ 公開期間は令和4年10月頃から令和5年1月下旬までの予定です。



国税庁 ふたば

- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、**令和5年1月10日（火）**（納期の特例の承認を受けている場合は、**令和5年1月20日（金）**）です。
- ◎ 給与所得者の源泉徴収票などの法定調書の提出期限は、**令和5年1月31日（火）**です。



従業員の皆様にふるさと納税などで確定申告をする際は、スマホ申告を!!

さあ **自宅**で e-Tax! 作成コーナー から
確定申告書等作成コーナー から

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪

自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪

自宅から

確定申告はご自宅で! スマホで申告できます♪

「自宅からの e-Tax」5つのメリット!

<p>税務署への持参 不要</p> <p>確定申告期間の利用可能時間 24時間※いつでも ※メンテナンス時間を除きます</p>	<p>印刷・郵送代 不要</p> <p>還付金 3週間程度で還付! 書面提出の場合は1か月~1か月半程度で還付</p>	<p>添付書類 不要*</p> <p>※一部の書類は除きます</p>
--	--	---

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック

こちらからアクセス!

医療費控除

スマホ申告 マイナンバーカード方式 確定申告 動画

国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら!

スマホで申告! カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力!

源泉徴収票の記載内容を自動入力!

パソコンで申告! スマホがICカードリーダライタの代わりに!

用意するものは次の2つ

ICカードリーダライタ不要!

マイナンバーカード + マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

マイナポータルアプリをインストールするだけ!

令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に!

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に!*

① e-Tax登録情報の確認 (読取1回目)

② 電子署名の付与 (読取2回目)

③ e-Taxへのログイン (読取3回目)

① e-Taxへのログインのみ!

※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に!
 パソコンの画面もリニューアル!

スマホ画面 パソコン画面

*このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。 R4.8

インボイス制度の検討・手続きはお早めに!!

消費税

令和5年10月 **事業者の方へ**
インボイス制度が始まります!

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です!

- インボイスを発行するためには、**インボイス発行事業者の登録申請が必要**です。登録は**課税事業者**が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の**任意**です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの**整備**が必要となることもあるため、**お早目のご準備**をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



法人会の「令和5年度税制改正に関する提言」(要約)

—ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を!—

法人会は令和5年度税制改正実現を求める提言をまとめ、今後の政府や関係諸官庁に要望活動を展開していきます。従来より先進国の中では突出した財政赤字を抱えていたことに加え、新型コロナ感染拡大対策として、赤字国債発行による財政出動で一段と財政赤字は膨らんできています。

法人会は、ポストコロナの経済再生と財政健全を目指し、税財政改革を強く求めています。



I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
- ・ コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- ・ 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
- 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規を行う必要がある。給

付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

3. 行政改革の徹底

- 地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- ・ 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。厳しい財政状況を踏まえ、国と地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

2. 法人税関係

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっ

ていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

- 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

3.事業承継税制関係

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では、比較的大きな見直しが行われたがさらなる抜本的な対応が必要と考える。
- 我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- 取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4.消費税関係

- 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制

度の是非を含めて見直しが必要である。

- 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

- 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

Ⅳ 震災復興等

- 政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

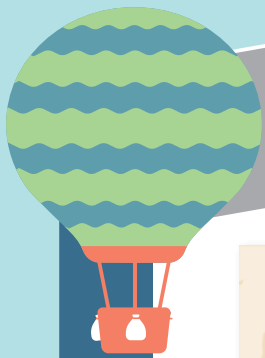
Ⅴ その他

1.納税環境の整備

2.環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3.租税教育の充実



役立つ情報と話題を現場からお届けします…

● 実務セミナー「インボイス制度と電子帳簿保存法改正」

日時 ▶ 8月9日(火) 14:00 ~ 16:00

場所 ▶ 大田文化の森5階多目的室

講師 ▶ (有)マスエージェンツ代表取締役 林 忠史 氏

参加人数 ▶ 43名



● 役職者一泊研修会

日時 ▶ 9月9・10日(金・土)

場所 ▶ 伊豆長岡京急ホテル

参加人数 ▶ 17名

令和4年度「仲間づくり運動」取組について
縣 事務局長

「福利厚生制度創設50周年キャンペーンについて」
大同生命保険(株)品川営業部 諸永 部長

大同生命保険(株)
品川営業部
諸永 部長





● 青年部会研修会

「Web3.0入門ーブロックチェーン、暗号資産、NFT基礎知識と税金計算」

日時▶9月15日(木)18:00～19:30

場所▶法人会館研修室

講師▶千葉商科大学 准教授 泉 絢也 氏

参加人数▶12名



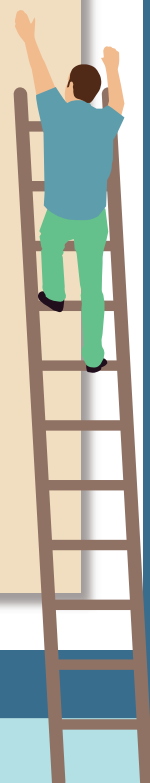
● 実務セミナー「インボイス制度と電子帳簿保存法改正」

日時▶10月3日(月)14:00～16:00


場所▶京浜島厚生会館

講師▶(有)マスエージェンツ代表取締役 林 忠史 氏

参加人数▶27名



よい仕事おこしネットワーク?

 よい仕事おこしネットワーク

 Hint

事業者のみなさまを

ホンキ

でサポートします。

全国の信用金庫が
参加費無料

Answer

全国の信用金庫約7,400店舗のネットワークを活用し、各信用金庫の担当コーディネーターが取り次ぎをする**ビジネスマッチングサイト**です。



よい仕事おこしネットワーク



<https://www.yoishigotonet.com/>

売りたい



技術や製品の
販路拡大に
つながります。

買いたい



必要としている
技術や製品を
探すことができます。

連携/提携



ビジネスパートナー
を探します。
(新製品の開発・新事業の立ち上げ、
業務提携etc)

その他



その他
どんな相談・提案も
受付いたします。

バイヤー紹介



大手・中小のバイヤー
との商談・要望を
取り次ぎます。

特産品



ネットワーク上での
商品の販売が
行えます。

※特産品サイトのカタログに掲載し、販売につながった場合にのみ、販売価格(税抜)の3%を
サイト運営会社のみなみ商事株式会社にお支払いいただきます。

全国の参加信用金庫とその店舗網を駆使し、お客様の課題解決を図ります。
ネットワークには、事業者のほか、行政・学校法人も参加しております。

大森法人会よりインターネットセミナーのご案内

公益社団法人 大森法人会のホームページ から無料でセミナーがご覧いただけます

<https://www.tohoren.or.jp/oomori/>



パスワード: oomoriHJ

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

労働問題で足をすくわれない経営を目指して



米澤総合法律事務所 代表弁護士
米澤 章吾

お勧め

インボイス制度の概要と電子帳簿保存法のポイント



認会計士 コンサルタント
川口 宏之

お勧め

想いをつなぐ「エンディングノート」の書き方・活用方法



整理整頓コンサルタント
藤岡 聖子

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 社労士が考える 円滑な人間関係を築くためのコミュニケーション術	大野 ゆかり	33分	一般経営	NEW これからの企業ブランディング	福井 崇人	43分
	NEW 刑事メンタルでピンチをチャンスに(8)	森 透匡	4分		茶道は最強のビジネスツール	竹田 理絵	40分
	良好な信頼関係を築く 叱る側、叱られる側の心構え(後編)	外川 智恵	35分		世界のビジネスエリートが知っている教養としての茶道	竹田 理絵	33分
	新規開拓営業力強化セミナー	高田 稔	40分		刑事(デカ)すぎるスキルをビジネスに	森 透匡	41分
労務	中堅・若手社員の営業力強化セミナー 後編	和田 勉	55分	経理・財務	「鎌倉殿の13人」主人公 北条義時に学ぶナンバー2学 (前編)	福永 雅文	40分
	心理学を通じた伝え方でコミュニケーションを考える	大野 ゆかり	33分		初心者でもよくわかる! 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
ライフスタイル	～事例から学ぶ～ 契約トラブルを防ぐ方法(6)	宮崎 大輔	16分	経済 政治	社長と会社にお金を残すためのバランスシート経営	海生 裕明	110分
	NEW 和食伝承師(R)から見た「食と健康」(3)「絆」の話	上神田 梅雄	27分		NEW 地方創生に向けたSDGs 推進	影山 貴大	54分
	どこにも負けない!ものづくりへの挑戦	浜野 慶一	84分		再生可能エネルギーと持続可能な地域社会を考える	深津 功二	20分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは公益社団法人 大森法人会事務局まで

TEL:03-3751-4484

eL T A X 電子納税が大変便利です

地方税共通納税システムでのeL T A X電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納税に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。さらに、全国の自治体に一括で納税することが可能です。

また、令和3年10月から都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割の納入が可能となりました。

詳細はeL T A Xホームページをご確認ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>

地方税共通納税システム のお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

全国の自治体に 一括電子納税!!

個人住民税(特別徴収分)や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!



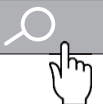
《取扱税目》

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税 / 地方法人特別税
- 事業所税 ●個人住民税(特別徴収分、退職所得分)
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



eL T A X イメージキャラクター
エルレンジャー



ジャスト・ワン・ワード

◆ここ数年はコロナウイルスに翻弄され、生活スタイルや働き方が変わってしまいました。ウィズコロナが終わっても元の日常に戻らず、ますますデジタル社会（スマートフォンの活用）は進んで行く流れでしょう。その為にもデジタル分野についてリカレント（学び直し）して社会に対応しておこうと考えています。
(有) エヌフォーラム 中西 亮 副委員長

◆8月に1泊2日で友人と白馬岳に登ってきました。夏でも雪の残る大雪渓、普段目にする事無い美しい高山植物の花々、自然を満喫することができ良いリフレッシュとなりました。慌ただしい日常生活の中でも周囲の草花や季節の変化に気付く余裕を持ちたいと思いました。
アカルドコンサルティング(株) 近藤 尚之 副委員長

今回も
全問正解
ですよネ



税金クイズの答え



- A ②** 減価償却資産の取得価額については、機能を発揮する単位で判定するので、カーテンやブラインドについては、一般的に一室ごとに判定することとなります。
- B ①** 適格請求書の様式は、法令等で定められていません。適格請求書として必要な記載事項が満たされた書類であれば、その名称を問わず適格請求書に該当します。
- C ①** 妻や子供の生命保険料であっても、給与の支払いを受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。
- D ②** ポテトチップス税は、ハンガリーにおいて2011年9月に導入された税金で、ポテトチップスだけではなく、スナック菓子、ケーキ、アイス、クッキー、炭酸飲料など、砂糖・塩分・脂肪を過剰に含む食品や飲料を対象に、5～20%の税率で課税されています。



Government Educational Loans

国の教育ローン

あなたの“未来”応援します。

ご入学前のまとまった費用の準備が可能

固定金利
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご融資額
350万円以内
お子さま
1人あたり

ご相談・お問い合わせは

教育ローンコールセンター

受付時間 月～金 9:00～21:00



0570-008656

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合等は、03-5321-8656におかけください。

JFC 日本政策金融公庫





企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	II 貸借関係 (資産科目)			
		貸	借	入	出
現金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払い、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 現金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
売掛金 未収金	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○		
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	X		
	19 入金条件(決算日、決算半段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のカバランス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「X」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先 公益社団法人大森法人会 電話番号 03-3751-4484 URL https://www.tohoren.or.jp/oomori/

従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

○ 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。

○ 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益 東法連特定退職金共済会 財団法人 東京160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階 TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642 https://www.tohoren-tokutaijyo.or.jp/ 企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965